

# 監査結果報告書

令和3年10月度から12月度

千早赤阪村監査委員

## 1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）：秘書課  
住民課  
観光産業振興課

## 2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和3年10月8日（金）	秘書課
令和3年11月11日（木）	住民課
令和3年12月10日（金）	観光産業振興課
令和3年12月17日（金）	

## 3. 監査の対象事務

定期監査

- ・令和2年度に実施した各課の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として地方創生臨時交付金を受けた事業の事務処理状況について

課	交付対象事業の名称
秘書課	・新型コロナウイルス感染症対策における緊急雇用創出事業
住民課	・千早赤阪村子育て応援特別給付金
観光産業振興課	・休業要請支援金（府・市町村共同支援金）事業 ・消費喚起特別商品券事業

## 4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

## 5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じ関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

## 6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

### 〈検討又は改善を要する事項〉

#### 定期監査指摘事項

##### 【秘書課】

新型コロナウイルス感染症対策における緊急雇用創出事業について

- ・新型コロナウイルス感染症対策における緊急雇用創出事業として会計年度任用職員の募集を行っているが、募集に関する決裁が人事財政課長の専決となっていた。職員の採用に関することは事務決裁規程第14条第1号の「職員の進退及び身分に関すること。」に該当するので村長の決裁をとるべきではないか。
- ・会計年度任用職員の採用についての課長までの簡易決裁文書に、採用する必要性が明記されていなかった。
- ・会計年度任用職員を2名採用しているが、その2名について、採用条件である「新型コロナウイルス感染症の影響による内定の取消しや離職を余儀なくされた」ことを確認する根拠書類が無かった。また、採用する期間の根拠、雇用条件が不明確であった。

##### 【住民課】

千早赤阪村子育て応援特別給付金の支給について

- ・新型コロナウイルス対策として特別定額給付金の支給対象外となる新生児の親に現金10万円の給付を住民課で実施したが、この給付金事務を住民課で行うことを事務分掌規則に規定したものがなく、また、事務決裁規程においても住民課長の専決できる範囲に含まれていなかった。

##### 【観光産業振興課】

消費喚起特別商品券事業について

- ・新型コロナウイルス対策として消費喚起特別商品券を発行し、転入者及び出生者への商品券配布通知及び村内業者への補助金交付決定通知の郵送のために資金前渡において切手を購入している。11月10日に79,400円の資金前渡を受け、11月13日に10,000円、1月12日に16,830円を支出し、精算を3月23日に行い、52,570円を返還しているが、財務規則第42条の規定によると資金交付の目的完了後10日以内に、精算しなければならないことになっており、精算処理が適正に行われていなかった。